

## 土地改良区、JAと連携して荒廃農地を解消

取組主体	・ 個人農業者(認定農業者)	地区名	・ 雄物川町道地字上川原地区
解消面積	・ 0.8a	取組年次	・ 平成29年
解消内容	・ 水稲作付け	放棄の理由	・ 集落内での担い手不足
取組のきっかけ	・ 経営規模の拡大	荒廃の程度	・ 草、笹が繁茂

### 取組の概要

○秋田県の南部を流れる雄物川の堤外に位置する農地において、経営規模の拡大を検討していた農業者(取組主体)が、耕作が困難となった荒廃農地を、土地改良区、JAの協力により取得することとなりました。

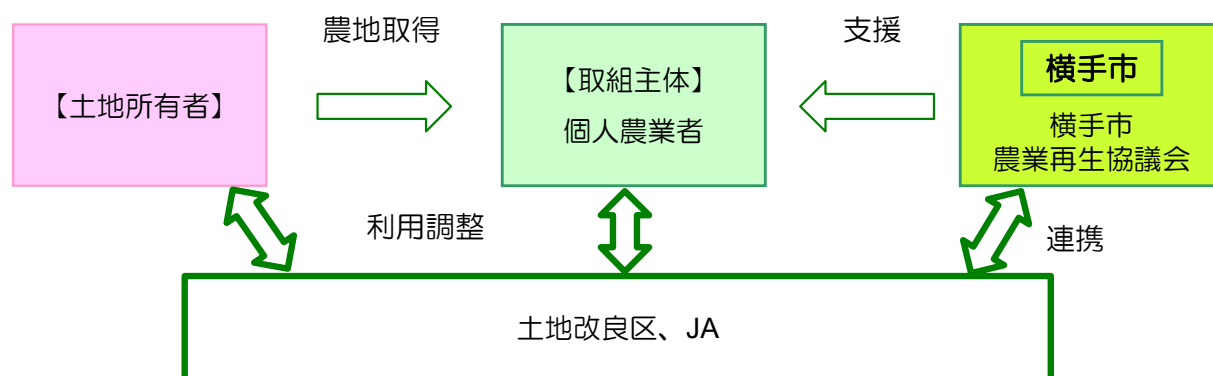
○当該農地については所有者の耕作意欲の減衰と担い手不足から、耕作されない状態が続いていました。地域で草刈りを行う年もありましたが、他人の農地ということもあり、奉仕作業では農地維持も難しく、耕作放棄地となりました。

○農業者(取組主体)は整備された状態での取得を希望していたため、農業者自身が国の耕作放棄地再生利用緊急対策を活用して再生作業を行いました。

○農地には雑草が全体に繁茂していたことから、刈払いと草の運搬を2日間かけて行い、農地表面の凹凸も著しいため、重機による整地・均平作業を4日間かけて行いました。

○平成30年度から、水稲を作付けしています。

### 取組体制



#### 活用した支援策

○耕作放棄地再生利用緊急対策(国)(H29)

## 課題と解決

引き受け  
手確保

・規模拡大を希望する農業者自らが引き受けました。

利用調整

・土地所有者との調整は土地改良区、JAの主導で行われました。このため、権利調整は特に支障なく行うことが出来ました。

再生作業

・国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した農業者（取組主体）が、抜根・整地等の作業を行いました。

導入作物

・水稻を作付けしています。

販路

・再生農地で作付けした作物はJAへ出荷しています。

## 取組主体等から一言

○現在、下西野営農組合の構成員として活動していますが、地域の農地を維持する難しさは十分に理解しています。今後も地域から再び荒廃農地を出さないための活動が必要と考えます。  
○地域内の堤外にある荒廃農地の解消には集落営農などの組織ぐるみで取り組む必要があると思います。荒廃した農地の所有者との交渉も簡単ではないと予想されますが、地域全体で意欲をもって取り組めば、地域の再生が期待できると考えています。（取組主体）

## 解消状況

再生前



撮影年月日：平成28年11月4日

再生中

抜根・集積



撮影年月日：平成29年9月21日

堆肥・散布



撮影年月日：平成29年10月27日

営農中



撮影日：平成30年7月5日

再生後



撮影年月日：平成29年10月27日

連絡先：秋田県横手市農業振興課（電話番号：0182-32-2113）